

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

改正障害者基本法

第16条第4項 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

特別支援学校教諭免許状の保有状況（平成26年5月1日現在 文部科学省調べ）

特別支援学校の教員
72.7%

本来保有しなければならないもの

特別支援学級の教員
30.5%

専門性の観点から
保有が望ましい

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会

- 特別支援学校の教員は必ず特別支援学校教諭免許状を保有するという方向で進めるべきである。

今後の学制等の在り方について（第5次提言） 平成26年7月3日 教育再生実行会議

- （略）発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。

これからの学校教育を担う教員の 資質能力の向上について

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの
構築に向けて～（答申）

平成27年12月21日中央教育審議会

—目次—

0. はじめに
1. 検討の背景
2. これからの時代の教員に求められる資質能力
3. 教員の養成・採用・研修に関する課題
4. 改革の具体的な方向性
 - （1）教員研修に関する改革の具体的な方向性
 - （2）教員採用に関する改革の具体的な方向性
 - （3）教員養成に関する改革の具体的な方向性
 - （4）新たな教育課題に対応した教員研修・養成
 - （5）教員の養成・採用・研修を通じた改革の具体的な方向性
 - （6）教員免許制度に関する改革の具体的な方向性
- ④特別支援学校教諭等免許状の所持率向上**
- （7）教員の資質能力の高度化に関する改革の具体的な方向性
5. 今後の検討について

④特別支援学校教諭等免許状の所持率向上

（略）

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、**平成32年度まで**の間に、**おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持**することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、**都道府県教育委員会等**、学校設置者における**特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求め**るとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。

また、小中学校の特別支援学級や通級による指導の担当教員は、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていないが、特別支援学級等での指導のみにとどまらず、小中学校における特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。

そのため、**小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標**として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

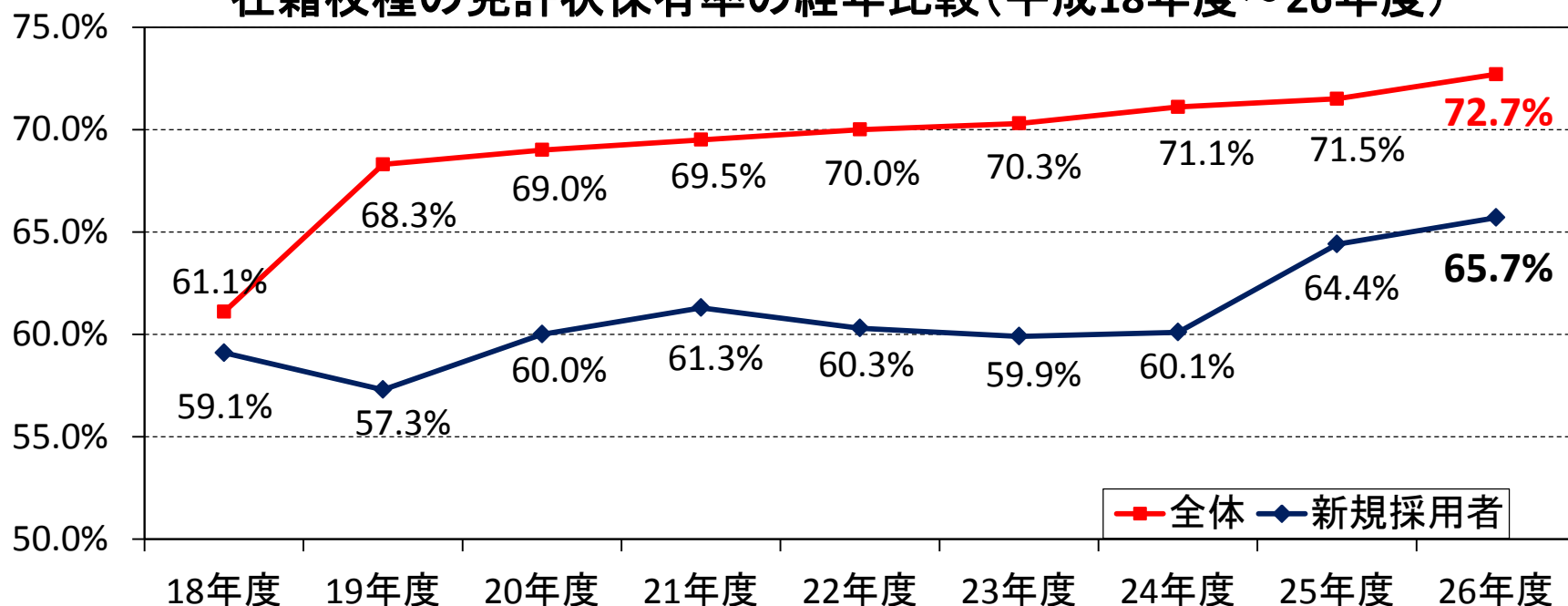
(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率: 72.7%(H26年度) ⇒ 本来保有すべきもの

※教育職員免許法附則第16項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(H26年度)
- ・免許状保有者の採用・配置、非保有者への認定講習の受講促進など、計画的な取組が必要

在籍校種の免許状保有率の経年比較(平成18年度～26年度)



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度～26年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: 30.5%(前年度同ポイント)

平成25年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等の調査の結果を受けて

文部科学省においては、都道府県・政令指定都市に対し、調査結果を送付するとともに、以下の事項に御留意しつつ、計画的な特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めるよう要請。

1. 採用、配置、研修(免許法認定講習等)を通じた特別支援学校教諭等免許状保有率向上を中期計画などに位置付け、計画的な保有率の向上に努めていただきたいこと。その際、特別支援学校教諭等免許状の認定課程を有する大学等と連携しながら取組を進めるよう努めていただきたいこと。
2. 特別支援学校の教員の採用や配置に当たっては、特別支援学校教諭等免許状の保有を前提とするよう努めていただきたいこと。同免許状を保有せずに特別支援学校に勤務することとなった教員には、可能な限り早期に保有させるなどの方針を教育委員会等が明確に示し、必要な環境整備や免許法認定講習等が最優先で受けられるような配慮をお願いしたいこと。
受講に当たっては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における長期研修、近隣の大学や教育委員会における免許法認定講習、放送大学などの通信制大学等の活用も含め、受講機会の拡大に努めていただきたいこと。
3. 免許法認定講習と免許状更新講習は、互いに認定を受けることができるため、教育委員会の実施する認定講習については免許状更新講習としても申請し、特別支援学校教諭等免許状の取得に向けた効率的な受講に配慮いただきたいこと。

4. 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の保有を促進するとともに、各種研修の受講機会の拡大等により専門性の向上に努めていただきたいこと。
5. 小・中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員についても、特別支援教育の専門性の向上に資する各種研修の受講機会の拡大や特別支援学校教諭等免許状の取得の奨励に努めていただきたいこと。
また、各学校において、経験のない新規採用された教員一人のみを担当として配置することは適当ではなく、中核となる教員の指導・助言のもとに担当させるなど、指導体制に十分配慮することが必要であることにもご留意頂きたい。
6. 特別支援学校への勤務が考えられる小・中・高等学校等の教員についても、特別支援学校教諭等免許状を保有することが特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率向上に資することから、免許法認定講習等の受講に努めていただきたいこと。
7. 発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍している小・中・高等学校等の教員についても、特別支援学校教諭免許状取得のための科目（例えば、特別支援教育の基礎理論に関する科目（第1欄）や重複障害・LD等教育に関する科目（第3欄）など）を受講することは有効な研修の機会となること。
8. 今回、特別支援学校教諭等免許状保有率向上に積極的に取り組んでいる教育委員会に提供いただいた具体的な取組事例（下記参照）を紹介しているので、参考にしていただきたいこと。

【秋田県の実践のポイント】

新規採用教員の高い保有率と地域の大学と連携した教員養成、現職教員への認定講習受講の働きかけ等により、高い免許保有率を維持。

【京都府の実践のポイント】

特別支援学校教員採用選考において特別支援学校教諭免許状保有を志願資格とすることにより新規採用教員の高い免許状保有率と教員免許法認定講習の拡充による相乗効果によって保有率の大幅アップを実現

【高知県の実践のポイント】

特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画を策定し、平成25年度から平成32年度までの8年間ですべての県立特別支援学校教員が、5つのすべての特別支援教育領域の免許状の保有を目指す高い目標を設定。

特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況 ①

- ・就職者の割合28.8%(H16 20.4%)、施設・医療機関の割合63.1%(H16 55.9%)。
- ・福祉、労働等関係機関との連携を図り、キャリア教育・就労支援を充実することが必要。

(平成27年3月卒業者)

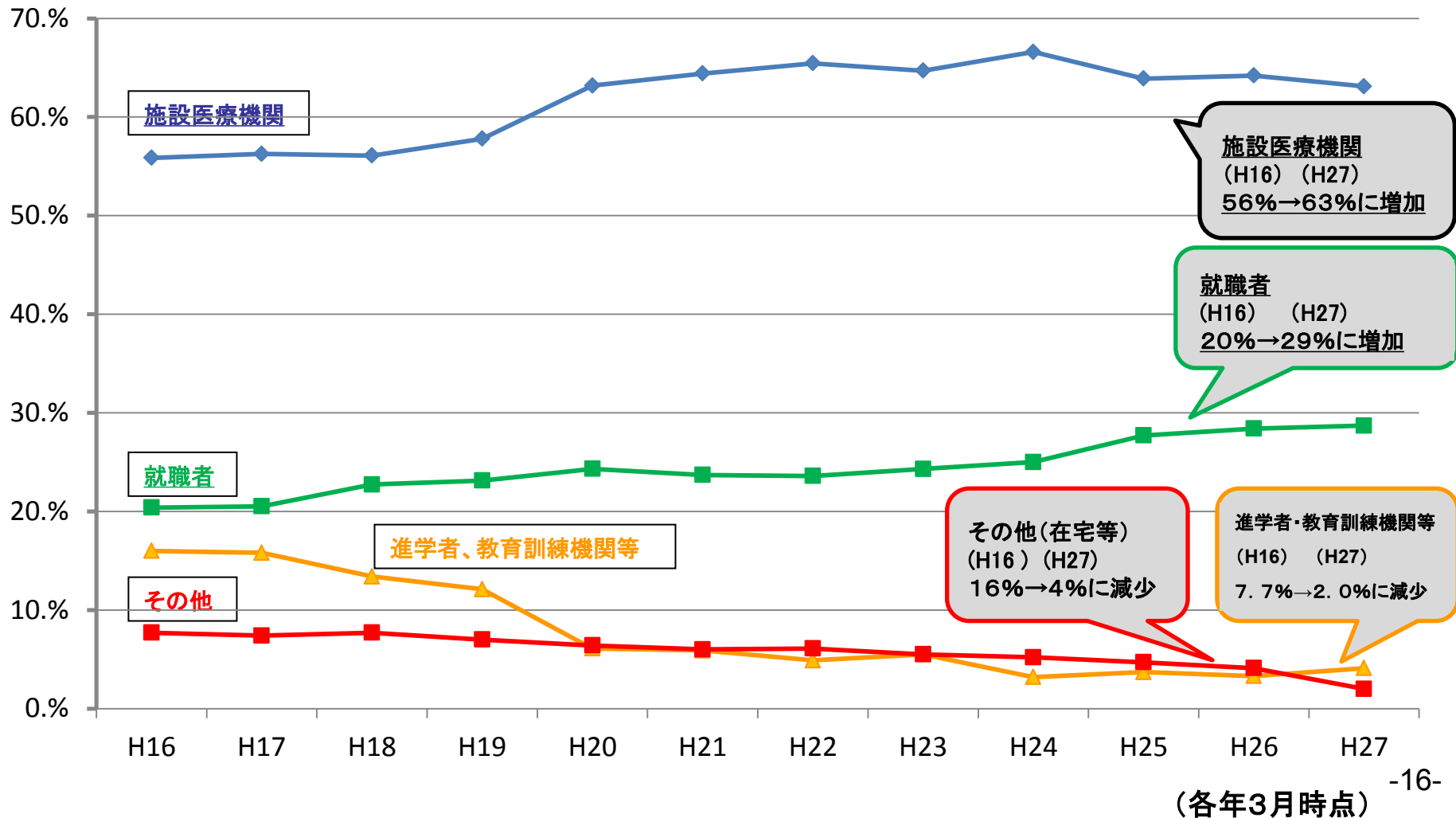
区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
	人	人	人	人	人	人
計	20,532	428 (2.0%)	376 (1.8%)	5,906 (28.7%)	12,961 (63.1%)	858 (4.2%)
視覚障害	302	98 (32.5%)	13 (4.3%)	49 (16.2%)	110 (36.4%)	32 (10.6%)
聴覚障害	468	183 (39.1%)	28 (6.0%)	180 (38.5%)	66 (14.1%)	11 (2.4%)
知的障害	17,522	73 (0.4%)	267 (1.5%)	5,515 (31.5%)	11,002 (62.8%)	665 (3.8%)
肢体不自由	1,829	49 (2.7%)	32 (1.7%)	106 (5.8%)	1,553 (84.9%)	89 (4.9%)
病弱・身体虚弱	411	25 (6.1%)	36 (8.8%)	59 (14.4%)	230 (56.0%)	61 (14.8%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない
 ※施設の中には、児童福祉施設、障害者支援施設等が含まれる。

特別支援教育特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況 ②

平成27年3月卒業者

区 分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
計	20,532人	428人 (2.0%)	376人 (1.8%)	5,909人 (28.7%)	12,961人 (63.1%)	858人 (4.2%)



特別支援学校高等部卒業者の就職率の状況(都道府県別)

平成27年3月卒業生

